

自動化機器の環境試験に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

自動化機器の環境試験に関する事項

改正理由

IACS は、監視警報装置等の自動化機器の環境試験方法を IACS 統一規則 E10 として規定しており、本会規則においても同要件を取り入れている。

近年、従来型ディーゼル機関とは異なるカム軸を有さない電子制御ディーゼル機関の普及に伴い、当該機関にはカム軸に代わる制御用自動化機器が搭載されるようになってきた。しかしながら、当該機器は船用ディーゼル機関への搭載を想定されていないことから、従来想定していない厳しい振動や温度環境に曝されている。このため、IACS は、上記環境試験のうち、振動試験及び乾燥高温試験における試験条件についても当該環境に対応すべく、これら試験条件の見直しを行っていた。

この程、IACS では、上記のような厳しい環境に曝される自動化機器については、当該環境と同等の条件で試験を実施する旨改めるとともに、IEC 規格等の国際規格を参考に一部の試験条件を明確にすべく試験方法を見直し、2014 年 10 月に IACS 統一規則 E10(Rev.6)として採択した。

今般、IACS 統一規則 E10(Rev.6)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 乾燥高温試験において、従来から規定する試験条件よりも厳しい温度条件が明記されている機器については、当事者間で同意された試験温度及び試験時間で試験を行う旨改めた。
- (2) 振動試験において、従来から規定する試験条件よりも厳しい振動条件が明記されている機器については、当事者間で同意された振動レベル、周波数及び試験時間で試験を行う旨改めた。
- (3) 温湿度試験等の一部の環境試験について、試験方法及び条件を追記した。